

令和 5 年 5 月 1 日

学 生 各 位

学生部長事務代理
松 石 達 彦

サークル活動について

政府が新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けを本年5月8日から5類に移行する旨を正式に発表したこと、大学病院においては災害レベルⅠが継続中であること等を総合的に勘案した結果、サークル活動においては、下記の取り組みについて留意することを前提に、これまでの制限を解除し5月8日から通常の活動に戻します。

なお、今後の感染状況に応じて活動の制限等を行う可能性があることを申し添えます。

記

- マスクの着用については、原則として個人判断とする
- 咳エチケット、手指衛生を常に意識して行動すること
- 部屋の換気を定期的に行うこと（毎時2回以上、数分間程度、二方向）
- 発熱を含めた感染症状の有無や体調変化に十分注意を払い、体調管理に努めること
- 会食、イベント等の開催・参加に際しては、感染対策を講じること

以上

※月間活動計画表、集会行事願等の各種届出はこれまでどおり必要です。